

桜が丘地区まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

1. 建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
2. 土地の区画形質または用途の変更
3. 建築物等の形態または意匠の変更（出入口の変更など）
4. 工作物の建設または変更（広告物の設置など）

※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要な場合があります！

<届出の時期>

・行為の着手の30日前（建築確認申請の前）までにお願いします。

<届出の方法>

・原則電子申請（「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」）でお願いします。

ポータル: <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>

▶ポータルから手続き一覧（事業者向け）又は手続き一覧（個人向け）から「桜が丘地区まちづくり協定」で検索してください。

・協定は「まちづくり協定に関する届出の電子申請」（神戸市 HP）に記載のとおり手続きをしてください。

▶神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)

HP トップページの上に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。

<届出に必要な書類等>

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出) (電子申請)	桜が丘地域協定委員会 (説明資料)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したとみなします) ・行為の概要書(様式は神戸市の HP からダウンロードできます) ・図 面(添付図面一覧参照) ・現況写真	※行為の概要書、図面、現況写真は神戸市から共有されるため提出不要 ・地域協定申請書 (着工前)着工届兼誓約書 (完了時)工事完了通知書
部数	-	協定委員会にお問合せください

[添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図(2面以上)⑤外構図(配置図と兼用でも可)⑥切土盛土の状況が分かる図面(注1)
土地の区画形質または用途の変更	①位置図 ②区域図(当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの) ③設計図
建築物等の形態または意匠の変更 工作物の建設または変更	①位置図 ②配置図 ③計画図

(注1) 地盤高さが変更になる場合に必要です。配置図・断面図に切土盛土寸法が分かるように記載、着色でも可。

<地域への説明>

- ・計画内容によっては、協定委員会への説明をお願いする場合があります。
- ・別途まちの申し合わせに関する手続きを行っていただく必要があります。
- ・まちの申し合わせに関する書式のダウンロード先は[まちづくり協定の届出各種様式集](神戸市 HP)の「その他(地区個別の様式)」に掲載しております。
- ・まちの申し合わせ手続きについては「桜が丘地域協定委員会」に直接お問い合わせください。
- ・まちづくり協議会への説明が遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

「桜が丘地域協定委員会」
〒651-2226 神戸市西区桜が丘中町 3-3-1 (桜が丘自治会館内)
TEL:078-994-2381
Eメール:sakuragaoka.tkt@gmail.com

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を交付します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書」の添付等の必要はありません。
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、地区計画・まちづくり協定の「適合通知書」の写しが必要です。

<届出手続きの流れ>

